

議案第10号

佐野市教育振興基金条例の制定について

佐野市教育振興基金条例を次のように定めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市教育振興基金条例

(設置)

第1条 児童生徒の教育の振興に資する事業に必要な経費の財源を確保するため、佐野市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、その目的に寄与することを趣旨として寄附された指定寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

児童生徒の教育の振興に資する事業に必要な経費の財源を確保するため
本条例を制定したいので提案するものです。